

砂鉄川

1 漁業権番号	内共第34号（砂鉄川）						
2 漁場の区域	一関市川崎町薄衣砂鉄橋上流端の線から上流の砂鉄川本流及びその支流の区域（山口川砂防えん堤から上流の区域を除く。）						
3 遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名称	遊漁の方法	区域	期間		
		あゆ	友釣り がら掛け	砂鉄川本支流の免許区域	7月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間		
		やまめ	竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り）	〃	3月1日から9月30日まで		
		さくらます	〃	〃	3月1日から6月30日まで		
		いwana	〃	〃	3月1日から9月30日まで		
		うなぎ	手釣り（餌釣り）	〃	3月1日から11月30日まで		
		うぐい	竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り）	〃	1月1日から12月31日まで		
		こい	〃	〃	〃		
		かじか	〃	〃	6月1日から9月30日まで		
		もくずがに	手釣り（餌釣り）	〃	7月1日から12月31日まで		
	ア がら掛けによるあゆの採捕は、解禁の日から7月31日までの期間は、午前5時から午前7時までとし、2尾以内とする。						
	イ 組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。						
(2) 区域の制限	区域			禁止期間			
一関市大東町摺沢地内の小沼発電水取水口えん堤上流端の上流100メートルの地点から同えん堤下流端の下流100メートルの地点までの区域					1月1日から12月31日まで（9月10日から10月10日までの間のあゆの友釣り又はがら掛けによる採捕を除く。）		
(3) 漁具・漁法の制限	まき餌（餌容器の使用を含む。）及び潜水による採捕は、禁止する。						
(4) 全長の制限	名称	禁止に係る全長					
	やまめ（ひかりを含む。）	13センチメートル以下					
	いwana	〃					
	うなぎ	30センチメートル以下					
	うぐい	12センチメートル以下					
	こい	15センチメートル以下					
	かじか	5センチメートル以下					
	もくずがに	5センチメートル以下（甲幅）					
(5) その他	組合が濃密放流して開設するやまめ、いwana、にじます若しくはこいの特設釣場又はやまめ、いwana、にじます若しくはこいのつかみどり漁場において遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて公表した料金を納付しなければならない。						
4 遊漁料の額及びその納付の方法	区分	遊漁券区分	名称	漁具・漁法	日券	年券	納付場所
	(1) 一般遊漁料	全魚種	あゆ	友釣り がら掛け	円 1,500	円 7,000	組合事務所及び指定販売所
			やまめ さくらます いwana うぐい こい かじか	竿釣り（餌釣り又は擬餌釣り）			
			うなぎ もくずがに	手釣り（餌釣り）			

	遊漁券販売所	雑魚	やまめ さくらま す いわな うぐ い こい かじか うなぎ もくずが に	竿釣り（餌釣り又 は擬餌釣り） 手釣り（餌釣り）	1,000	5,000			
		ア 幼児、小学校児童及び中学校生徒は、無料とする。 イ 身体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。 ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、 身体不自由者及び75歳以上の者を除き、日券の額と同額を加算した額とする。							
		名 称		電 話 番 号		名 称		電 話 番 号	
		岩手県内水面漁業協同組合連合会ホームページをご参照ください。							
		(2) 県内共通遊漁料							
	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個 人	団 体	納付場所			
	全魚種	あゆ	友釣り	円	円	岩手県内水面 漁業協同組合 連合会事務所 TEL 019-623 -8712			
		やまめ さくらま す いわな うぐ い こい かじか うなぎ もくずが に	竿釣り（餌釣り又 は擬餌釣り） 手釣り（餌釣り）	22,400	20,100				
		雑魚	やまめ さくらま す いわな うぐ い こい かじか うなぎ もくずが に	竿釣り（餌釣り又 は擬餌釣り） 手釣り（餌釣り）	15,700			14,000	
5 遊漁に際し守 るべき事項	(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。 (2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。 (3) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。 (4) 遊漁者は、川底をかくはんしないこと。								